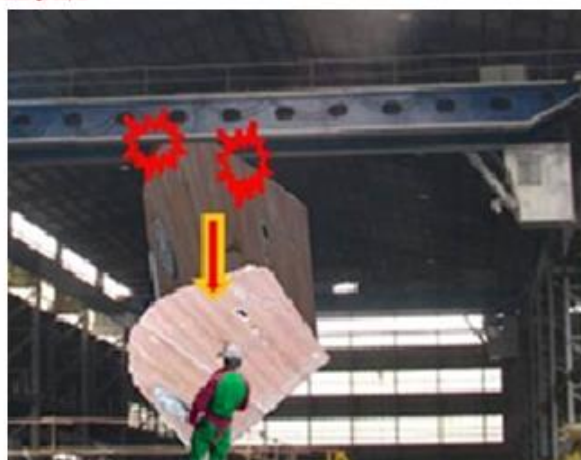


③飛来落下

吊り荷がガードーに当たり、 チェーンリングが切れて吊り荷が落下

発生状況



吊り上げたフロー材が、天井クレーンのガードーに当たったことに気付かず巻き続けたため、チェーンリングが切れ、落ちて倒れたフロー材の下敷きになった

原因

- ✓ 大きな部材(2.5t)を一点吊りにした。吊り荷がガードーに当たった
- ✓ クレーン操作者(無資格)がよそ見をした
- ✓ クレーンに対する安全管理が不十分だった。無資格者に操作させた



防止対策

- ✓ 原則として大きな部材は二点吊り以上にする
- ✓ 有資格者以外のクレーン操作は厳禁
- ✓ クレーン操作における資格の有無、安全装置等を確認し、玉掛け教育を徹底する



POINT!

吊り荷からは絶対に目を離さない!



DATA

発生年月日
2009.04.30

発生場所

組立定盤

作業名・作業内容

ブロック
小組立作業

死傷病名

全身挫傷
頭蓋骨骨折

職種

内業鉄工職

社/協

協力員

年齢

47才

経験年数

7ヶ月



労働安全衛生法による技能講習修了証明書

修了証明書番号	H18900001100																																																																													
氏名	安 全 花 子																																																																													
生年月日	昭和63年01月01日	性別 女性																																																																												
本 籍 地	東京都	見 本 JISDA																																																																												
発 行 日	平成18年12月12日																																																																													
行 業	<table border="1"> <tr> <td>建設業</td><td>製造業</td><td>林業</td><td>水産業</td><td>電気業</td><td>ガス業</td><td>熱供給業</td><td>冷熱供給業</td><td>運輸業</td><td>郵便業</td><td>情報通信業</td><td>娯楽業</td><td>学芸業</td><td>保健業</td><td>福祉業</td><td>衛生業</td><td>獣医学業</td><td>農林業</td><td>漁業</td><td>建設業</td><td>製造業</td><td>林業</td><td>水産業</td><td>電気業</td><td>ガス業</td><td>熱供給業</td><td>冷熱供給業</td><td>運輸業</td><td>郵便業</td><td>情報通信業</td><td>娯楽業</td><td>学芸業</td><td>保健業</td><td>福祉業</td><td>衛生業</td><td>獣医学業</td><td>農林業</td><td>漁業</td> </tr> <tr> <td>建設業</td><td>製造業</td><td>林業</td><td>水産業</td><td>電気業</td><td>ガス業</td><td>熱供給業</td><td>冷熱供給業</td><td>運輸業</td><td>郵便業</td><td>情報通信業</td><td>娯楽業</td><td>学芸業</td><td>保健業</td><td>福祉業</td><td>衛生業</td><td>獣医学業</td><td>農林業</td><td>漁業</td><td>建設業</td><td>製造業</td><td>林業</td><td>水産業</td><td>電気業</td><td>ガス業</td><td>熱供給業</td><td>冷熱供給業</td><td>運輸業</td><td>郵便業</td><td>情報通信業</td><td>娯楽業</td><td>学芸業</td><td>保健業</td><td>福祉業</td><td>衛生業</td><td>獣医学業</td><td>農林業</td><td>漁業</td> </tr> </table>		建設業	製造業	林業	水産業	電気業	ガス業	熱供給業	冷熱供給業	運輸業	郵便業	情報通信業	娯楽業	学芸業	保健業	福祉業	衛生業	獣医学業	農林業	漁業	建設業	製造業	林業	水産業	電気業	ガス業	熱供給業	冷熱供給業	運輸業	郵便業	情報通信業	娯楽業	学芸業	保健業	福祉業	衛生業	獣医学業	農林業	漁業	建設業	製造業	林業	水産業	電気業	ガス業	熱供給業	冷熱供給業	運輸業	郵便業	情報通信業	娯楽業	学芸業	保健業	福祉業	衛生業	獣医学業	農林業	漁業	建設業	製造業	林業	水産業	電気業	ガス業	熱供給業	冷熱供給業	運輸業	郵便業	情報通信業	娯楽業	学芸業	保健業	福祉業	衛生業	獣医学業	農林業	漁業
建設業	製造業	林業	水産業	電気業	ガス業	熱供給業	冷熱供給業	運輸業	郵便業	情報通信業	娯楽業	学芸業	保健業	福祉業	衛生業	獣医学業	農林業	漁業	建設業	製造業	林業	水産業	電気業	ガス業	熱供給業	冷熱供給業	運輸業	郵便業	情報通信業	娯楽業	学芸業	保健業	福祉業	衛生業	獣医学業	農林業	漁業																																									
建設業	製造業	林業	水産業	電気業	ガス業	熱供給業	冷熱供給業	運輸業	郵便業	情報通信業	娯楽業	学芸業	保健業	福祉業	衛生業	獣医学業	農林業	漁業	建設業	製造業	林業	水産業	電気業	ガス業	熱供給業	冷熱供給業	運輸業	郵便業	情報通信業	娯楽業	学芸業	保健業	福祉業	衛生業	獣医学業	農林業	漁業																																									



中央労働災害防止協会

クレーン作業に
関して、無資格者
による災害が多
発しています！

就業制限

法 六十一条 クレーンの運転その他の業務で、
政令で定めるものについては、労働局長の
当該業務に係る免許を受けた者又は登録
を受けた者が行う当該業務に係る技能
講習を修了した者でなければ、当該業務
に就かせてはならない。

2 前項の規定により当該業務に就くこと
ができる者以外の者は、当該業務を行って
はならない。